

福井坂井地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

令和2年3月26日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の給与等については、福井市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年福井市条例第16号)(当該条例の規定に基づき定められた規則、規程及び細則を含む。)を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(福井坂井地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の公表に関する条例の一部改正)

2 福井坂井地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の公表に関する条例(平成18年1月25日条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(福井坂井地区広域市町村圏事務組合非常勤の特別職職員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

3 福井坂井地区広域市町村圏事務組合非常勤の特別職職員の議員報酬等に関する条例(昭和46年3月9日条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改め、同条第4号中「臨時的又は非常勤の調査員、嘱託職員及び」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号及び第3号の2に掲げる職の職員」に改める。

(福井坂井地区広域市町村圏事務組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の一部改正)

4 福井坂井地区広域市町村圏事務組合特別職の職員の費用弁償に関する条例(昭和47年3月15日条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。